

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成19年度 第6回会議
開催日時	平成20年1月11日（金曜日） 午前10時から午前11時まで
開催場所	田無庁舎3階庁議室
出席者	宮本副会長 吉田委員 竹之中委員 事務局：波方社会教育課長 飯島企画政策課長 金子企画部主幹 石崎社会教育課社会教育係長 岡本企画政策課主査
議題	1 学校施設（保谷中学校体育館）の使用料について 2 その他
会議資料の名称	資料1 学校施設（保谷中学校体育館）使用料について 資料2 平成19年度使用料原価計算書 資料3 平成19年度使用料原価計算書 資料4 近隣市の体育館使用料について
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

### 会議内容

発言者名：  
発言内容

議題1 学校施設（保谷中学校体育館）の使用料について

- ・ 保谷中学校体育館は、敷地が都市計画道路3.2.6号線の用地として用いられることになり、体育館のみ建て替えることになった。けやき小学校及び青嵐中学校にならない、体育館及び多目的室を地域に開放することとし、前回会議で使用料の諮問をお願いした。
- ・ 原価計算の結果は資料2のとおりだが、「使用料等の適正化に関する基本的考え方について」に則り、けやき小学校の施設使用料と同じ考え方で、使用料は公費と受益者の負担割合を概ね半々とし、資料1のとおりとしたい。この金額は、近隣市の金額も考慮して設定している。
- ・ 第5回会議の第一の質問事項、本施設の土地売却費及び物件移転補償費による収入は、本施設の基本的な本体工事及び解体工事等に主に充当する。
- ・ 第5回会議の第二の質問事項、小中学校の運動場の国基準面積であるが、12月1日現在の学級数や生徒数に基づく設置基準面積は6,740平方メートルであり、当中学校は8,915平方メートルであるため基準に適合している。
- ・ 第5回会議の第三の質問事項、市外在住者及び企業等が従業員のために使用する場合の条例の定めについては、「西東京市学校施設使用条例」第6条に基づき、徴収する

こととしている。

#### 質疑応答

委員：最終の原価計算書は資料2もしくは資料3のどちらか。

事務局：この施設は、土地売却費等により工事費等を充当し建設しており、資料2が最終の原価計算である。建物工事費等を算入した資料3は原価を明確にするため添付した参考資料である。

委員：本来、土地売却費は他の行政分野にも充てられるものであり、当該施設のみに充当する必要はないのではないか。

事務局：本来、まちづくり整備基金に積立て、基金条例に定める事業に充当するものだが、議会から当該学校の諸施設の整備に充てるのが妥当であるご指摘をいただき、当該施設の支出に充てることとした。なお、都市計画道路の騒音等が予想されるため、校舎に空調設備を設置することとし、その工事費等にも充当する予定である。

委員：市民の理解が得られているならばそれでよい。

委員：地域開放を前提とした施設ということは、地域の方の利用を促すサービスや付帯施設を検討しているのか。現在は、民間も館の管理や実施事業に参画できる時代である。今後は、従来通りの単なる貸館業務でなく、運営の工夫等も考えられたらどうか。

事務局：現実的には、中学校体育館と多目的室のみを開放する。中学校体育館であるため、中学校事業が優先される。一般への貸出しに伴うサービスについては、今後、検討していくものと考えている。

委員：原価計算の算出にあたり、物件費を面積で按分しているが、体育館は面積が大きく、面積按分では実態以上の経費が算入されるのではないか。また、必ずしも体育館で使用しない経費を算入することになるのではないか。

事務局：前回会議に提出した原価計算を、体育館での事業実施に伴う経費に再度精査した上で、算入経費としている。積算の根拠は、けやき小学校及び青嵐中学校とほぼ同様である。ただし、けやき小学校及び青嵐中学校は、地域開放を前提として校舎・体育館を建替えたため一体的に積算したが、今回は体育館のみであるため按分している。

委員：面積按分ではなく、同規模の体育館や多目的施設をモデルとし、経費を算出するのが妥当ではないか。

事務局：現在の予算及び決算の仕組みでは、一校あたりの経費が算出できていない。また、校舎と体育館を分別するような経費の算出が困難である。

委員：近隣市と比較すると、西東京市は使用料を低く設定しているようだ。

事務局：資料2の原価計算を根拠とし、基本方針の考え方にに基づき、受益者負担を50%に設定した結果である。

委員：けやき小学校及び青嵐中学校には合併特例債が充てられ、本施設には用地売却費並びに物件移転補償金が充てられている。今後は、そのような特殊事情がない場合の使用料の設定を考えていく必要がある。

事務局：今後とも建替状況を踏まえ、適正な使用料の設定を検討していく必要があると考えている。その際には、ご教示いただきたい。

- ・同日、諮問額が妥当である旨の答申を教育委員会へ手渡す。

・次回は、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」についてご審議いただきたい。